

調査審議の範囲について

関係各大臣は、食品安全基本法第24条第1項の規定により、「肥料取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」に基づく公定規格や基準・規格等を設定、変更等しようとするときは、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、これら基準・規格等の設定、変更等に伴い、食品衛生法に基づき食品中の残留基準が設定されることとなるが、この場合も、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

肥料取締法、飼料安全法及び食品衛生法の目的と食品安全委員会が意見を求められる場合は以下のとおり。

1. 肥料取締法（昭和25年法律第127号）

○ 法律の目的

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること

○ 食品安全委員会が意見を求められる場合

① 肥料の公定規格を設定・変更・廃止しようとするとき

・ 公定規格

普通肥料の種類ごとに農林水産大臣が定める規格。肥料の種類ごとに「含有すべき主成分の最小量(%)」、「含有を許される有害成分の最大量(%)」、「その他の制限事項」を規定している。公定規格に適合するもののみ、生産及び輸入の登録が行われる。

② 特定普通肥料を定める政令の制定・改廃の立案をしようとするとき

③ 特定普通肥料についての登録・仮登録をしようとするとき

④ 特定普通肥料についての変更の登録・仮登録をしようとするとき

⑤ 特定普通肥料についての登録・仮登録を取り消そうとするとき

・ 特定普通肥料

含有している成分の残留性からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される普通肥料

・ 登録

普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、肥料の銘柄ごとに登録を受ける義務がある。

- ・ 仮登録

普通肥料で公定規格が定められていないものを業として生産し、又は輸入しようとする者は、肥料の銘柄ごとに仮登録を受ける義務がある。公定規格のある類似肥料との同等性、名称の妥当性等を調査する。

2. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

(昭和28年法律第35号、略称：飼料安全法)

- 法律の目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること

- 食品安全委員会が意見を求められる場合

- ① 飼料添加物（飼料の品質を低下の防止等を目的として飼料に添加する等の方法により、使用できるもの）を指定しようとするとき

- ② 有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、飼料・飼料添加物の製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・改正・廃止しようとするとき

- ・ 概要

農林水産大臣が指定する飼料・飼料添加物について、農林水産大臣が、その製造、使用、保存の方法、成分等についての基準・規格を定め、製造者、販売者、使用者等にその遵守を義務付け。

- ③ 有害畜産物が生産されること等を防止するため、有害な物質を含む飼料・飼料添加物等の製造・輸入・販売・使用を禁止しようとするとき

3. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

- 法律の目的

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること

- 食品安全委員会が意見を求められる場合(今回諮問があった根拠部分)

食品・添加物についての製造等の方法の基準又は成分の規格を設定・変更しようとするとき